

(著作権の保護期間に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡  
(仮訳))

(日本側書簡)

ワシントン、2018年4月13日

合衆国通商代表 ライトハイザー閣下

本使は、著作権及び関連する権利の保護期間を延長する日本国の著作権法の改正に関する次の了解並びに日本国政府のこれらの改正を実行可能な限り速やかに実施する意図を確認する光栄を有します。

(i) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、保護期間の延長が効力を生ずる日に日本国の著作権法の関連する改正に定めるところにより著作権及び関連する権利に関して同国において与えられる保護期間が、それまでに同国において与えられていた保護期間（1951年9月8日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約（以下「平和条約」という。）第15条(c)の規定に基づき当該規定が対象とする著作物について与えられる調整部分を含む。）を超えることとなるという事実を認め、及びその事実について注意を喚起する。

(ii) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、(i)の事実に関し、並びに日本国とアメリカ合衆国との間における使用料の効率的な徴収及び分配の重要性並びに両国にある権利を集中的に管理する団体（以下「集中管理団体」という。）の間の関連する相互取決めに基づく著作権の保護期間の計算に伴って生じ得る事務上の負担を認め、各集中管理団体の運営に関する文書及び関係法令に適合する方法によるこれらの事項への取組及びその解決のため、個別の集中管理団体と影響を受ける権利者との間で行われる産業界の主導による対話を奨励し、及び歓迎する。

(iii) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、必要に応じて、(ii)の対話の状況を見直し、及びこの書簡が対象とする問題に関する他の適切な措置を検討するために会合する意図を有する。

本使は、更に、日本国政府に代わって、この書簡が平和条約第15条(c)の規定に基づく日本国及びアメリカ合衆国の権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを確認する光栄を有します。

本使は、閣下が、貴国政府がこの了解を共有していることを確認されれば幸いです。

アメリカ合衆国駐在  
日本国特命全権大使 杉山晋輔

(米国側書簡)

2018年4月13日

アメリカ合衆国駐在  
日本国特命全権大使 杉山晋輔閣下

本代表は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本代表は、更に、アメリカ合衆国政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

大使 ロバート・E・ライトハイザー